

基礎研 レポート

スマートフォン競争促進法案

日本版 Digital Markets Act

保険研究部 専務取締役研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

第 213 回通常国会に「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」（以下、本法案。なお、条文を引用するときは〇条とのみ記載する）が提出された。本法案は、直接的に事業者名をあげて説明すると、iPhone を販売する Apple や Android 端末を提供する Google に対して、市場からの十分な競争圧力が存在しないことを理由として、Apple の iOS 等の基本オペレーティングシステム（OS、なお本法案では基本動作ソフトウェアと呼称している。後述）等を利用して、アプリ事業者に不当な条件を付するなどして、独占禁止法上の懸念が生ずることを防止するためのものである。

本法案は、日本版 Digital Markets Act（DMA）¹とでもいうべきもので、デジタルプラットフォームの運営者（DMA では Gate Keeper という）に一定の禁止事項と積極的な一定の措置対応を求めるものである²。

なお、本法案の立案にあたっては、2023 年 2 月公正取引委員会（以下、公取委）「モバイル OS 等における実態調査報告書」（以下、実態調査）および 2023 年 6 月デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（以下、競争評価）がベースとなっている。

解説にあたっては、本法案が参考にした欧州の Digital Market Act（以下、DMA）との比較を中心に解説していきたい。なお、本稿で引用する本法案の条文、および DMA の条文はわかりやすさを優先して、一部省略、あるいは簡単な用語に置き換えることをしているので、条文を正確に記載したものではないことをお断りしておく。

¹ DMA については、基礎研レポート「EU のデジタル市場法の公布・施行—Contestability の確保」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=72386?site=nli> 参照。

² なお、本法案は 2024 年 5 月 23 日に衆議院を通過した。

2—法案の概要

1 | 背景・趣旨

本法案の趣旨は1条に記載されている。1条について公取委資料の「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案の概要」³を参考にしながら解説すると、まず本法案はスマートフォンが「国民生活及び経済活動の基盤としての役割」を果たしていることを前提とする。そして、スマートフォン利用に必須のサービスを提供するOS(iPhoneではAppleのiOS、Android端末ではGoogleのAndroid)やブラウザ(Firefox、Chrome)、検索エンジン(Google)といった特定ソフトウェア(後述)の提供等を行う事業者が、それら市場において寡占状態にあり自由な競争が行われていないとの認識の下で、これら事業者が「自ら提供する商品または役務を競争上優位にすること」およびこれらの事業者の特定ソフトウェアを利用する「事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止」について定める。その結果として「特定ソフトウェアにかかる公正かつ自由な競争の促進を図」ることを目指すとする(「」内は1条の条文)。

(解説) ここで「公正かつ自由な競争の促進を図る」という文節は、独占禁止法1条にも存在するので、本法案は市場における競争にかかわる法律であることが確認できる。ただし、下記2 | の通り、禁止事項が「事前規制」であるところが、原則として「事後規制」である独占禁止法と異なる。この点、DMAでもcontestabilityという法益、和訳すると「競争可能性」を確保すること、すなわち競争が制限されることを事前に抑止することを目的とする規制であることと共通している。

2 | 法案の骨子

公取委の前述資料によると本法案の骨子は以下の通りである。

(1) 規制対象事業者の指定 公正取引委員会は、特定ソフトウェアを提供する事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する(指定を受けた事業者を「指定事業者」という。)

(2) 禁止事項及び遵守事項の整備(事前規制) 特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止(禁止事項)や、一定の措置を講ずる義務付け(遵守事項)を定める。

(3) 規制の実効性確保のための措置 指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

(4) 施行期日 原則として公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(解説) 本法案は規制対象となる事業者を規模によって指定し、指定事業者に対して禁止行為と積極的措置義務を課すこととしている。この構成はDMAと同様である。

³ 公取委 https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240426_0102gaiyou.pdf 参照。

3—定義と特定ソフトウェア事業者の指定

1 | 定義

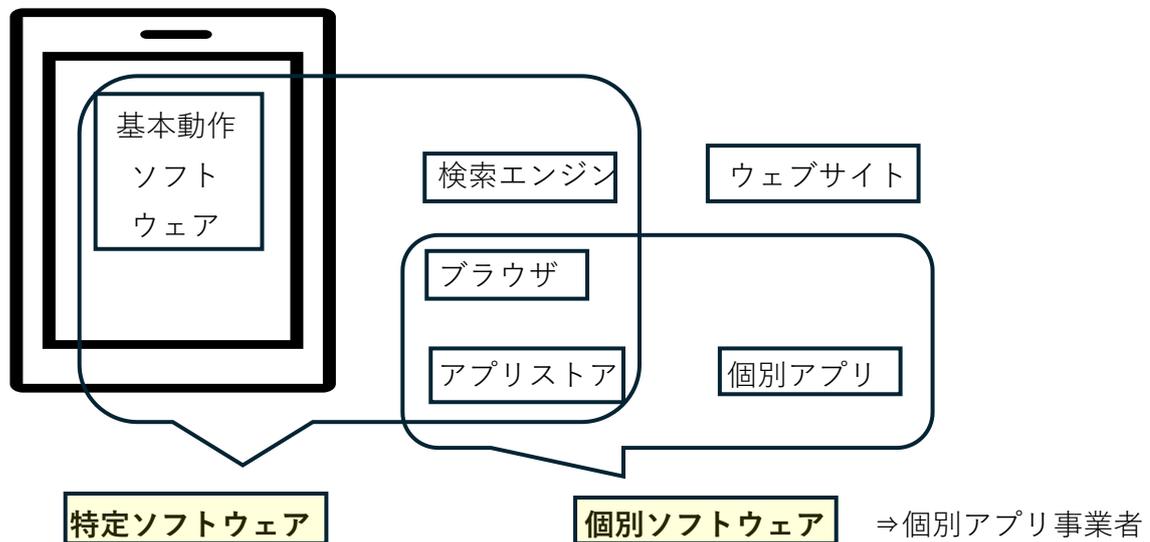
(1) スマートフォンの定義 スマートフォンの定義は①常時携帯して利用できる大きさの端末であること、②端末にソフトウェアを追加的に組み込み、ソフトウェアを端末で利用できること、③端末で電話及びインターネットの利用ができることである(2条1項)。

(2) 特定ソフトウェア これには、以下のものが含まれる(2条7項)。①基本動作ソフトウェア：これは上述の通り、OSを指す。端末をスマートフォンとして動作させるソフトウェアを指す(同条2項)。②アプリストア：追加的に個別ソフトウェアを組み込む用途に供される個別ソフトウェアをいう(同条4項)。③ブラウザ：インターネットを閲覧する用途に供される個別ソフトウェアをいう(同条5項)。④検索エンジン：入力された検索情報に対応して、情報に対応するウェブページのドメイン名等を入力するソフトウェアをいう(同条6項)。

(3) 個別ソフトウェア 個別ソフトウェアとはスマートフォンに組み込まれ、電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるものをいう(同条3項)。個別ソフトウェアとはいわゆるアプリと呼ばれるものであるが、上記(2)で個別ソフトウェアと記載のあるもの(=②アプリストア、③ブラウザ)を含み、①基本動作ソフトウェアと④検索エンジンは含まれない。個別ソフトウェアを提供する事業者を個別アプリ事業者という(同条9項)。

特定ソフトウェアと個別ソフトウェアの関係は図表1の通りである。

【図表1】 特定ソフトウェアと個別ソフトウェア



(解説) 本法案では法案名に明確にスマートフォンの用語を使用している。また、2条1項の定義うち、常時携帯することができ、電話もできるとする①③からするとラップトップ端末はやパッド型の端末は、スマートフォンの定義から原則として除外されることになりそうである。

本法案の建付けとしては、上述の通り、特定ソフトウェアを提供する事業者を指定して、一定の禁止事項を課し、また一定の措置を求める。そして規制対象となるのは、特定ソフトウェア、すなわち、

基本動作ソフトウェア、検索エンジン、ブラウザ、アプリストアに限定される。これは DMA より適用範囲が狭い。たとえば、Amazon の物販サイトは DMA では指定対象だが、本法案では指定対象とならない。そのほか、DMA では適用対象となる Facebook などのソーシャルネットワークサービス (SNS) や YouTube などの映像共有プラットフォームなども本法案では対象外である。

2 | 特定ソフトウェア事業者の指定

公取委は、特定ソフトウェア事業者のうち、他の事業者の事業活動を排除・支配できるものとして、特定ソフトウェアの種類ごとに利用者数等の指標によって政令で定める規模以上のものを指定する (3 条 1 項)。政令で定められた規模以上の特定ソフトウェアは公取委に届出をする必要があり、届け出を受けて公取委に指定された事業者を指定事業者と呼ぶ (同条 2 項)。

指定事業者は特定ソフトウェアの提供を行わなくなった場合、あるいは利用者等の規模が政令を下回り、再び政令指定規模以上にならないことが明らかなき場合は指定が取り消される (4 条 1 項、2 項)。

(解説) 本法案では事業者を特定ソフトウェアの種類ごとに指定することとされている。DMA でも事業者 (DMA では Gate Keeper、GK という) は、特定ソフトウェア (DMA では Core Platform Services、CPS という) が閾値を超える大きなプラットフォームを有しているときに GK として指定される。

なお、本法案では、たとえば Apple については基本動作ソフトウェア (iOS) とアプリストア (App Store) の二つの特定ソフトウェアが指定される可能性が高い。そうすると、この二つの特定ソフトウェアの種類に基づいて、Apple がそれぞれ指定されることになると考えられる。

4——指定事業者の禁止行為

1 | 取得したデータの不当な使用の禁止

以下の行為について各指定事業者に対して禁止される (5 条)。

(1) 基本動作ソフトウェア 他の個別アプリ事業者が基本動作ソフトウェアを利用することに伴い取得した利用状況に関するデータ、作動状況に係るデータその他の規則で定めるデータを基本動作ソフトウェアの提供者自身が使用し、またはその子会社等に使用させること (1 項)。

(2) アプリストア 他の個別アプリ事業者がアプリストアを利用することに伴い、取得した個別ソフトウェア売り上げに係るデータ、個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の規則で定めるデータをアプリストアの提供者自身が使用し、またはその子会社等に使用させること (2 項)。

(3) ブラウザ 他のウェブサイト事業者がブラウザによる表示に伴い取得した閲覧履歴に係るデータ、ウェブページの作動状況に係るデータその他の規則で定めるデータを、当該ウェブサイトと競争関係にある商品・役務のためにブラウザの提供者自身が使用し、またはその子会社等に使用させること (3 項)。

(解説) DMA では以下の通りの定めがある。

GK は①CPS での第三者事業者のサービスを利用したエンドユーザーの個人情報を、オンライン広告サービスの目的で使用してはならない (5 条 2 項(a))。また、GK は②CPS から得られた個人情報を、他の GK の CPS あるいは第三者のサービスから得られた個人情報と統合してはならない (同項(b))。そ

して GK は③CPS から得られた個人情報を GK の提供する他のサービスで使用してはならない（同項(c)）。また、GK は CPS 利用により生成された情報をビジネスユーザーとの競争のために使用してはならない（DMA6 条 1 項）

DMA と本法案との差異は、DMA は個人データ使用目的を限定して使用を禁止しているところである。本法案は指定事業者によるデータの使用全般を禁止している（ただし、データの種類が限定されている）。さらに DMA では GK の使用する目的を個別に指定して使用を禁止している。これは主には、特定ソフトウェア事業者が、自社が競争上有利になるようなデータ使用は競争上の観点から問題となる一方で、特定ソフトウェア事業者が自社サービスの改善のために使用すること等を認める必要があるからである。5 条 3 項はそのままこの趣旨を読み取ることができるが、同条 1 項と 2 項はどうであろうか。使用できないデータを規則で定めるので、ここで競争上有利になるような情報のみが指定されるということであろうか。この点、結論は留保したい。

2 | 個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止

基本動作ソフトウェアおよびアプリストアに係る指定を受けた指定事業者が、個別ソフトウェアの仕様等の表示の方法に係る条件その他の利用条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取り扱いその他の不公正な取扱いをすることが禁止される（6 条）。

（解説）DMA に該当する規定は存在しない。本条は条文だけでは理解できないので、具体的事例をあげる。Apple の案件であるが、各 iOS 端末に広告識別子 (Identifier for Advertisers、IDFA) というものが割り当てられる。これを追跡することで閲覧者の閲覧履歴がわかり、より洗練された広告表示ができるというものだが、IDFA を利用して追跡するにあたっては、利用者の同意を取ることとされている。この同意を取るにあたっては「あなたのアクティビティを追跡することを許可しますか」という表示がなされる。他方で、IDFA を利用しないで追跡する、Apple をはじめとする事業者は「製品・サービスを見つけるのに役立ちます。・・・あなたのプライバシーを保護します」との表示がなされる⁴。同様にアクティビティを追跡するのにも関わらず、IDFA を利用する一般のアプリ開発者のほうにだけ、利用者にとってマイナスに読み取れる警告表示を行うことを求めている。このようなことを禁止するのが本条である。

3 | 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為

基本動作ソフトウェアにかかる指定を受けた指定事業者は以下の行為が禁止される。ただし、サイバーセキュリティの確保等のために必要であって、他の行為によってその目的が達成できないときはこの限りではない（7 条）。

(1) 基本動作ソフトウェアを提供する指定事業者が、その基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアをその指定事業者（子会社等を含む。以下同じ）が提供するものに限定すること、あるいは、他の事業者が提供するアプリストアを提供することやスマートフォン利用者が他のアプリストアを利用することを妨げること（同条 1 号）。

⁴ 競争評価 p 57 参照。なお、IDFA を利用しない追跡の仕方については具体的記載がない。

(2)基本動作ソフトウェアにより制御される音声出力機能その他のスマートフォンの動作に係る機能であって、指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること(同条2号)。

(解説) 同条1号はDMA6条4項をモデルとしている。DMA6条4項は、以下の通りである。

GKはそのOSを利用または相互運用する第三者のアプリ及びアプリストアをインストールすることを許容し、効果的に利用することを技術的に可能にしなければならない。またGKのCPS以外の方法で第三者アプリまたはアプリストアへアクセスできることを認めなければならない。そしてエンドユーザーが自身のデフォルトとして第三者アプリやアプリストアを設定することを妨げてはならない。ただし、ハードウェアやOSの完全性を危険にさらすことのないように手段を採ること、およびエンドユーザーのセキュリティ確保のための手段を採ることは否定されないが、これらの手段は比例的でGKによって正当化される必要がある。

同条1号は、具体的には、スマートフォンにデフォルトで設定されているアプリストア(App Store、Google Play)のほかのアプリストアをApple、Googleは認めるべきとする。デフォルト設定されているアプリストア以外のアプリストアからアプリをダウンロードすることをサイドローディングと呼ぶ。以前より、Googleはサイドローディングを認めてきたが、Appleは認めてこなかった。アプリストアはスマートフォンにネットワーク効果を生じさせる中心機能であるため、指定事業者および個別アプリ事業者⁵に対する影響は大きい。

同条2号については、ボイスアシスタント(バーチャルアシスタント)についての規定である。DMA6条7項に該当規定があるが、ボイスアシスタントに限定されておらず、DMAのほうが保護射程はより幅広い。

GKは、サービスの提供者とハードウェアの提供者に対して、無償で、効果的な相互運用または相互運用目的のアクセスを提供しなければならない。OSやバーチャルアシスタント経由でアクセスされるサービスやハードウェアに対して行われているアクセスや相互運用性と同程度でなければならない。

iPhoneではSiri、Android端末では通常、Google Assistantがデフォルト設定されている。購入後、利用者がサードパーティのボイスアシスタントをインストールしても、①起動方法について限定がある—デフォルトのものでは言葉で起動することができるが、サードパーティのものではアイコンのタップでしか起動できないなどがある。また、サードパーティのボイスアシスタントでは操作できる範囲に限定がある—iPhoneではテキストの読み上げ機能が使えないなどがある⁶。これらの差異をなくすことを2項は求めている。

4 | アプリストアに係る指定事業者の禁止行為

アプリストアにかかる指定を受けた指定事業者は以下の行為が禁止される。ただし、サイバーセキュリティの確保等のために必要であって、他の行為によってその目的が達成できないときはこの限りではない(8条)。

⁵ 個別アプリ事業者は複数のアプリストアからダウンロードできるようにソフトウェアの仕様を修正しなければならない。

⁶ 競争評価 p 179～p 183 参照。

(1) アプリストアに係る指定を受けた指定事業者（子会社を含む。以下同じ）が、自社が提供する支払管理役務（＝支払いサービス）以外の支払管理役務を個別アプリ事業者が利用しないことを契約条件とすること、ならびに個別アプリ事業者が他の支払管理役務を利用することや他の支払管理役務を利用できるようにすることを妨げること（同条1号）。

(2) 個別アプリ事業者がその提供するアプリ内で商品・役務を提供するとともに、同一の商品・役務をアプリ外（個別アプリ事業者のウェブページなど。関連ウェブページ等という）で提供する場合に、指定業者に対して以下の行為が禁止される（同条2号）

- ・ 関連ウェブページ等を通じて提供される商品・役務の価格等の情報についてアプリ内で表示しないことを契約条件とすること、ならびにスマートフォン利用者に対して関連ウェブページを通じて商品・役務を提供することを妨げること

(3) 指定事業者が提供するブラウザエンジンについて、以下の行為を行うことは禁止される（同条3号）。

- ・ 指定業者が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを、アプリストアを通じてアプリを提供する際の条件とすること、ならびに競合するブラウザエンジンをアプリの構成要素とすること妨げること。

(4) アプリ業者が行う利用者確認の方法について、指定事業者が提供する利用者確認方法をアプリ内に表示することを、アプリストアを通じてアプリを提供する際の条件とすることは禁止される（同条4号）。

（解説）8条1号が関連するのはDMA5条7項であり、条文は以下の通りである。

GK はエンドユーザーまたはビジネスユーザーに対して、識別サービス、ブラウザ、支払いサービス、アプリ内支払技術の利用・相互運用を強制してはならない。

8条1号が定めるのは、DMA5条7項のうち、アプリ内課金システムの利用強制についての規定である。これまではアプリ内でダウンロードした音楽やゲームなどの有料コンテンツの購入にあたっては、アプリストアの提供するアプリ内課金システムしか利用できなかったが、これを禁止するものである。

8条2号についてはDMA5条4項、5項が該当する。条文は以下の通りである。

GK は、ビジネスユーザーが GK の CPS で獲得したエンドユーザーに対して、CPS あるいは他のチャネルを利用して、GK の CPS での条件と異なる条件で行うことも含め、エンドユーザーと通信し、勧誘を行って契約を締結することを無料で認めなければならない（DMA5条4項）。GK は、エンドユーザーが自社の CPS 外でビジネスユーザーから取得したサービス、コンテンツ、定期購入（subscription）、購読物(features)その他のアイテムについて、自社の CPS で取得したアプリ経由での利用を認めなければならない(DMA5条5項)。

これまでアプリ外で音楽などをダウンロードでき、支払もできる事業者に対して、アプリ外で購入できることや価格をアプリ内で表示することを、アプリストアを運営する事業者は禁止していた（アンチステアリング条項という）が、8条2号はこれを禁止するものである。DMA5条4項、5項がこれに該当する。

8条3号は、特に Google について問題視されてきたものである。Google は、メーカーが Android 端末を製造する際に、Google Play を搭載して、地図アプリやカレンダーアプリなど個別アプリもあわ

せて搭載させてきたが、その個別アプリの中にブラウザ（Chrome）が含まれてきた⁷。検索サービスは Google がほぼ独占状態にあることから 8 条 3 号はこれを禁止するものであると考えられる。DMA には該当する条文は見当たらない。

8 条 4 号は DMA5 条 2 項（d）が同様の内容を定めていると思われる。条文は以下の通りである。

GK は個人情報の突合のために GK の他のサービスにエンドユーザーをサインインさせてはならない。

具体的に同項は Apple のソーシャルログインに関する規定と考えられる。ソーシャルログインとは、アプリを利用する際のログインの方法に、Sign in with Apple (SIWA) という方法を選択肢に表示することを義務付けている⁸。このような行為により利用者が Apple に囲い込まれ、利用者の乗り換えリスクを減少させ、従って競争上の問題が生ずるおそれがある⁹。

5 | 検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為

検索エンジンにかかる指定を受けた指定事業者は、指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索サービスにおいて、自社（子会社を含む）の商品・役務を正当な理由がないのに競争関係にある商品・役務よりも優先的に取り扱ってはならない（9 条）。

（解説）DMA6 条 5 項に同様の規定がある。条文は以下の通りである。

GK は GK 自身によって提供されるサービスや製品に関するランキングと、それに関連するウェブサイト索引付与と巡回(indexing and crawling)について、類似する第三者のサービスや商品より有利に取り扱ってはならない。GK はランキング付与等にあたって透明性、公平性および非差別的条件を適用しなければならない。

本条の前提とする状況は、検索エンジンの指定事業者が、検索サービスの提供者と、商品・役務の提供者の両方になる場合である。この場合に自社の提供する商品・役務を正当な理由がなく有利に取り扱うのは、競争として公正と言えないため、本条が設けられたものと考えられる。

5——指定事業者の講ずべき措置

1 | データ取得等の条件の開示に係る措置

各指定事業者は規則で定めるところにより、以下の措置を講じなければならない(10 条 1 項)

(1) 基本動作ソフトウェアの指定事業者 アプリ事業者が基本動作ソフトウェアの利用に際し、指定事業者が取得する個別アプリの作動状況に係るデータに関し、指定事業者が取得・使用する条件、およびそのアプリ事業者が取得する条件について、アプリ事業者に開示する措置(同条 1 項 1 号)。

(2) アプリストアの指定事業者 アプリ事業者がアプリストアの利用に伴い、指定事業者が取得するアプリの売り上げに係るデータなどに関し、指定事業者が取得・使用する条件、およびそのアプリ事業者が取得する条件に関し、アプリ事業者に開示する措置（同項 2 号）。

(3) ブラウザの指定事業者 ウェブサイト事業者が、ブラウザによるウェブサイト表示に伴い、指定

⁷ 実態調査 p 133

⁸ 競争評価 p 164 参照。

⁹ 競争評価 p 166 参照。

事業者が取得するウェブサイトの閲覧履歴に係るデータ、ウェブページの作動状況に係るデータ等に関し、指定事業者による取得・使用する条件、およびウェブサイト事業者による取得条件について、ウェブサイト事業者に開示する措置（同項3号）。

指定事業者は上記(1)～(3)に掲げるソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ）の利用に伴い事業者が取得する利用状況等のデータに関し、指定事業者による取得・使用に関する条件について、利用者に開示する措置を講じなければならない(同条2項)

（解説）本条はDMA6条10項と同様である。DMA6条10項は以下の通りである。

GK はビジネスユーザー（ビジネスユーザーにより権限を付与された者を含む）に対して、その要請により無償で、高品質、継続的かつリアルタイムの集計されたあるいは集計されていないデータへのアクセスおよび利用を提供しなければならない。このデータにはビジネスユーザーがCPS または CPS の付随サービスを利用するにあたって提供し、あるいは生成されたビジネスユーザーまたはビジネスユーザーと取引をしたエンドユーザーのデータを含む。なお、個人データはビジネスユーザーとの直接取引があり、かつエンドユーザーが情報共有に同意した場合に限り提供される。

書きぶりは違うが、いずれもビジネスユーザー（アプリ事業者など）が指定事業者のサービスを利用するにあたって生成されたデータを開示すべきとする規定である（10条1項関係）。

なお、費用負担面などは規則で定められるのであろうか、法案では不明である。

2 | 取得したデータの移転に係る措置

各指定事業者は公取委規則（以下、規則）で定めるところにより、利用者の求めに応じて、利用者又は利用者が指定する者に対して、各号に定めるデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならない(11条)

(1)基本動作ソフトウェアに係る指定事業者 利用者による基本動作ソフトウェアの利用に伴い指定事業者が取得した利用者の連絡先その他のデータ(1号)。

(2)アプリストアに係る指定事業者 利用者によるアプリストアの利用に伴い指定事業者が取得した利用者の購入ソフトウェアに関する情報その他のデータ(2号)。

(3)ブラウザに係る指定事業者 利用者によるブラウザの利用に伴い指定事業者が取得した利用者のブラウザに記録したウェブページの所在に関する情報その他のデータ(3号)。

（解説）本条に係る DNA の規定は6条9項であり、内容は以下の通りである。

GK はエンドユーザー（エンドユーザーにより権限を付与された者を含む）に対して、その要求により無償で、エンドユーザーにより提供された情報とエンドユーザーがCPSを利用することで生じた情報について、効果的なデータのポータビリティを可能にし、データポータビリティを促進するためのツールの提供、およびこれら情報への継続的でリアルタイムのアクセスを提供しなければならない。

11条はこれを参考としているが¹⁰、本法案では11条1項がiOSとAndroid間でのデータ移転、2項がアプリストア間でのデータ移転、3項がブラウザ間でのデータ移転をそれぞれ別途に定めている点が相違する。

¹⁰ 競争評価 p 160 参照。

3 | 標準設定等に係る措置

各指定事業者は規則に定めるところにより、以下の措置を講じなければならない(12条)。

(1) 基本動作ソフトウェアの指定事業者(同条1号)

①基本動作ソフトウェアに係る標準設定について、スマートフォン利用者が簡単な操作により標準設定を変更することができるようにするために必要な措置。

②個別ソフトウェアのうち、政令で定めるものについて複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすること等スマートフォンの利用者の選択に資する措置。

③指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加で組み込む場合において、スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置。

④指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者が簡単な操作によってスマートフォンから消去できるようにするために必要な措置。

(2) ブラウザの指定事業者(同条2号)

①ブラウザの標準設定において、特定の役務(サービス)が自動的に選択できる場合において、スマートフォンの利用者が簡単な操作により標準設定を変更することができるようにする措置。

②特に選択が必要として政令に定める標準設定に係る役務について、複数の役務について選択肢が表示されるようにすること等スマートフォンの利用者の選択に資する措置。

(解説) 12条がモデルにしていると考えられるDMA6条3項は以下の通りである。

OS上のソフトウェアアプリを技術的に削除可能とすべきであり、エンドユーザーが容易に削除できるようにすべきである。ただし、OSが機能するために必要であり、第三者アプリでは対応できない場合を除く。また、GKはOS初期設定、特にオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザ(以下、検索エンジン等)といった機能であってGKが提供するサービスを利用するように仕向ける設定について、変更することを容認し、かつ技術的に容易に変更できるようにすべきである。このことにはデフォルトで設定されている検索エンジン等をエンドユーザーが最初に利用する際に、主要な検索エンジン等サービスのリストやデフォルトで設定されているもののうちから選択できるように促進(prompt)することが含まれる。

12条1号に関してだが、スマートフォン購入時にはブラウザ(iOSはSafari、Android端末はChrome)、検索エンジン(iOS、Android端末ともにGoogle検索)がデフォルトで設定されている。利用者には現状維持バイアスがかかる等の事情から、これらを競合するソフトウェアに変更することが阻害され、競争の可能性が減少する。本条では、このような場合において積極的にソフトウェアの選択肢を表示するなど、デフォルト設定を容易に変更できるようにすることを求めている。また、スマートフォンへのソフトウェア追加に関する同意を取得すること、プレインストールされたアプリを容易に消去できるようにすることなどを求めている。

同条2項に関してだが、典型的にはブラウザにデフォルト設定されている検索エンジンの選択に係るものである。現在、iPhoneのsafariもAndroid端末のChromeも、Google検索がデフォルトで選択

されている¹¹。これを容易に変更できるようにするというのが同条2項の内容である。

4 | 特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置

指定事業者が利用に係る条件の設定・変更・利用の拒絶をするときは、各号に定める事業者がその措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない(13条)

(1)基本動作ソフトウェアにかかる指定事業者の場合、その基本動作ソフトウェアを利用するアプリ事業者及びウェブサイト事業者(同条1号)。

(2)アプリストアにかかる指定事業者の場合、そのアプリストアを利用する個別アプリ事業者(同条2号)。

(3)ブラウザに係る指定事業者の場合、そのブラウザにより表示されるウェブページを提示するウェブサイト事業者(同条3号)。

(解説)DMAには該当規定はない。本条に関して、たとえばアプリは基本動作ソフトウェアやアプリストアの規格に則って開発されている。ところが基本動作ソフトウェア等は常時アップデートされていて、アプリ事業者はアップデートされた規格にあわせないといけない。ところで、AppleやGoogleといった基本動作ソフトウェア等を保有している指定事業者のアプリは十分な開発期間を確保することができるのに対して、指定事業者以外のアプリ開発者では急に仕様変更に対応できないことがある¹²。13条はこのような事情に対応する規定である。

6——指定事業者による報告書の提出等

指定事業者は毎年度、規則の定めるところにより、以下の事項を記載した報告書を作成し、公取委に提出する(14条1項)

(1)指定事業者の事業の概要に関する事項

(2)5条～13条に規定を遵守するために講じた措置に関する事項

(3)(1)(2)のほか、この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

公取委は、事業者の秘密を除いて、前項の報告書を公表しなければならない(2項)

(解説)14条は指定事業者の定例報告について定める。DMAでは指定後6カ月後までに義務遵守のために実施した方策について報告書を提出し(DMA11条)、毎年度、独立監査済み報告書を提出しなければならない(DMA14条3項)。

7——違反に対する措置等

1 | 調査等

¹¹ 競争評価 p 125、p 126 参照。

¹² 競争評価 p 41～p 56 参照。

何人も本法案に違反する事実があると思料するときは公取委に事実を報告し、適切な措置を取るべきことを求めることができる(15条1項)。この申し出があった場合は、公取委は必要な措置を講ずることとされ(同条3項)、1項の申し出が書面をもってなされたときは、適切な措置を取るかどうかについて申出人に通知する(同条4項)。

公取委は15条による調査を行うため、①関係人や参考人に対する聴取、②鑑定人による鑑定、③帳簿書類等の提出を求めること、④関係人の営業所への立ち入り・物件の調査といった処分を行うことができる(16条1項)。

公取委は必要な調査を行った場合には、その要旨を報告書に記載し、かつ16条1項の処分を行った場合には処分した年月日およびその結果を明らかにしておかなければならない(同条4項)。

なお、解説はまとめて本項の終わりに記載している。

2 | 排除措置命令等

5条~9条(禁止行為)の規定違反があるときは、公取委は指定事業者に対して、行為の差止、事業の一部の譲渡その他の違反行為を排除するために必要な措置を命ずることができる(18条1項)。なお、過去の行為であっても、既にそのような行為が行われていないことを周知する措置等必要な措置を命ずることができる(同条2項)。

3 | 課徴金納付命令

7条1項、2項(基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為)および8条1項、2項(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為)に違反する行為(以下、本項において違反行為)をしたときは、違反行為が継続した期間における、指定事業者が政令で定めるところにより算定した違反指定事業者(子会社を含む)の違反行為に係る商品・役務の売上高の20%を国庫に課徴金として納付すべきことを命じなければならない(19条1項柱書)。違反行為が継続した期間とは違反行為をした日が調査開始日より遡って10年以内の場合は、その日から違反行為がなくなったときまで、それ以外の場合は10年前から違反行為がなくなったときまでである(19条1項1号、2号)。

また、この20%という率は、遡って10年以内に違反事業者又は完全子会社が課徴金納付命令を受けていたときなどには30%に増額される。

4 | その他の処分

その他、確約手続(22条~25条)、既往の行為(すでになくなっている違反行為)に対する確約手続(26条~29条)、公取委の勧告・命令権(30条)などが定められている。

(解説) 15条と同様 DMA27条も利用者(事業者を含む)が違反行為を申し出る権利を認めている。また、16条と同様に、DMAでは欧州委員会が市場調査権限(DMA18条1項前段、19条)、GKに対する検査権限(DMA20条)を実施することができる。その他、排除措置命令(DMA18条1項後段)、確約計画(DMA25条)、課徴金納付命令(DMA26条)は本法案とDMAとで同様の規定がある。なお、DAMの制裁金(課徴金)は原則として前年度世界売り上げの10%を上限とすることとなっている。19条は売上高

他の 20%と高率だが、売上高が日本のものに限られるので、規律としておかしいとは言えないだろう。

8—差止請求、損害賠償等

1 | 差止請求権、賠償責任

(1) 5 条～9 条（指定事業者の禁止行為）違反行為によってその利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、またはそのおそれがあるときは、指定事業者に侵害の停止・予防を請求することができる(32 条 1 項)。

(2) 5 条～9 条（指定事業者の禁止行為）違反行為を行った指定事業者は被害者に対して、損害賠償の責任を負う(32 条 1 項)。公取委による排除措置命令または課徴金納付命令が確定した場合においては、無過失責任となる(同条 2 項 3 項)。

なお、前項同様に解説はまとめて本項の終わりに記載している。

2 | 公取委との連携、書類の提出等

(1) 裁判所は上記 1 | (1) の訴えが提起されたときは、その旨を公取委に通知する(34 条 1 項)。この場合、公取委は裁判所に対して意見を述べる手続が定められている(同条 2 項 3 項)。

(2) 裁判所は上記 1 | (1) の訴訟においては一方当事者からの申立てにより、他の当事者の保有する侵害行為を立証するために必要な書類または電磁的記録の提出を命ずることができる。ただし、提出を拒むことに正当理由がある場合にはこの限りではない(35 条 1 項)。なお、正当な理由があるかどうかについて裁判所が判断するための手続が定められている(35 条 2 項 3 項)。

(3) 裁判資料に営業秘密が含まれていることの疎明(＝一応の証明)があった場合には、原則として裁判の目的外利用を禁止し、かつ命令を受けた者以外に開示してはならない旨を命ずることができる(36 条 1 項)。

3 | 緊急停止命令

裁判所は緊急の必要があると認めるときは、公取委の申立てにより、5 条～9 条（指定事業者の禁止行為）の規定に違反している疑いのある行為をしている者に対し、その行為を一時停止すべきことを命ずることができる(40 条 1 項)。緊急停止命令については裁判所の定める保証金等を供託して、その執行を免れることができる。

(解説) 32 条の個人の訴権および無過失責任については DMA には見当たらない。他方、34 条に述べる裁判所と公取委の連携に関連して、DMA では裁判所を含む各種機関が欧州委員会と連携すべき旨が DMA37 条、39 条に規定されている。緊急停止命令については、DMA24 条（中間的措置）¹³で措置が可能ないように思われる。

¹³ 中間的措置については緊急の場合に措置を行うことができるとするだけであり、具体的に差止などができるかどうかは判然としない。

9—小括—本法案とDMAの相違点

以上述べてきた通り、本法案は日本版DMAとでも呼べる内容となっているが、相違点も多々ある。スマートフォンの基本動作ソフトウェア、アプリストア、検索エンジンの提供者にしか適用がないので、GAFAのうちの半分、すなわちAmazonとmeta (Facebook)には適用がない。

DMAに存在して、本法案に存在しない主な条文としては以下のものがある。

- ①最恵国待遇条項 (Most Favorite Nation、MFN条項)の禁止 (DMA5条3項)
- ②苦情申し立て・訴訟行為の阻止の禁止 (DMA5条6項)
- ③他のCPSへの登録要求の禁止 (DMA5条8項)
- ④広告主への手数料開示 (DMA5条9項)
- ⑤媒体社への報酬等開示禁止 (DMA5条10項)
- ⑥オンライン検索データへのアクセス容認 (DMA6条11項)
- ⑦不相応な契約解除規定の禁止 (DMA6条13項)
- ⑧個人間通信サービスの相互通信容認 (DMA7条)

逆に本法案に存在して、DMAには直接的には存在しないと考えられる主な条文としては以下のものがある。

- ①個別アプリ事業者に対する不公正な取り扱いの禁止 (6条)
- ②特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置 (13条)

これらの相違については各々理由があると思われるが、それだけで別のレポート一本分に相当することになると思われるので本稿では省略する。将来を期したい。

10—おわりに

GAFA関係で公取委が調査に入ったときや、法律、たとえばデジタル透明化法が制定されたときに記者の方から聞かれるのは、「日本がやることにどの程度影響力があるのか？」ということである。もちろん本法案も、米国の巨大企業であり、日本に代表者を置くだけのビッグテックにどの程度の影響が及ぶのか、考える必要がある。Googleの検索結果の表示される新聞の最初の数行 (スニペット) に料金を課すとする国 (オーストラリア) において、当該事業を撤退すると宣言したような事例もあった。

筆者は、本法案は有効であると考えている。それは残念ではあるが、欧州のDMAの内容を大きく引き継いでいるからである。ビッグテックも欧州を無視するわけにいかない。日本が欧州と同じことを求めるのであれば、ビッグテックも従うのが通常であろう。日本において特に問題視されているが、欧州で問題視されていないような案件は、欧州と連携してビッグテックの対峙していくことが望まれる。

さらに今回、原則として国内売り上げの20%を課徴金として納付させることができるようになった。これはビッグテックを従わせる大きな武器となろう。本法案の早期成立を期待したい。